

■ Article ■

「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」のポイント

日本大学法学部教授 大久保 拓也

.....

一 会社法改正議論の進展

法制審議会の会社法制（企業統治等関係）部会は、社会経済情勢の変化に伴い、株主総会に関する手続の合理化、社外取締役の設置の義務付け等のコーポレート・ガバナンスの改善のための規律の見直し、社債の管理の在り方を見直しの要否を検討してきた。平成30年2月14日に「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、パブリックコメント手続に付され、さらに検討を重ねて平成31年1月16日に要綱案が取りまとめられた。そして2月14日の法制審議会において採決されたのが、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」（以下、要綱という）である。

この改正の審議の最中の平成30年11月19日に日産の元会長カルロス・ゴーン氏が取締役報酬を1人で決定していたという問題等から逮捕された事件もあり、改正の動向への世間の関心は高い。要綱は第1部「株主総会に関する規律の見直し」、第2部「取締役等に関する規律の見直し」、第3部「その他」の3部で構成されているので、本稿ではこれら提案のポイントを紹介することにしたい。

なお、要綱は平成31年の通常国会への提出は見送られており、また国会の審議により修正が加えられる可能性があることを付言しておく。

二 株主総会に関する規律の見直し

1. 株主総会資料の電子提供制度

現行会社法上、株主総会資料は書面で提供することが原則とされ、インターネットを使って提供するには株主から個別に承諾を得なければならない(会社法299条2項、3項、301条、302条1項、2項)。しかし、インターネットを経由して株主総会資料を提供できれば、印刷・郵送費用が削減できるとともに、株主に対して充実した内容の株主総会資料を現在よりも早く提供できることになる。

そこで要綱第1部第1では、株主の個別の承諾を得ることなく、取締役が株主総会を招集するときは、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置(電磁的方法により株主が情報の提供を受けられることができる状態に置く措置)をとる旨を定款で定めることができるものとする。株主総会参考書類等とは、①株主総会参考書類、②議決権行使書面、③会社法437条の計算書類及び事業報告、④会社法444条6項の連結計算書類である。電子提供措置をとる場合、株主総会の3週間前の日又は招集通知発出日(2週間前までに通知を発しなければならない)のいずれか早い日(電子提供措置開始日)から株主総会の日後3か月を経過する日ま

での間、継続して電子提供措置をとらなければならない。もっとも、インターネットの利用が難しい等のデジタルデバインドに配慮し、株主は、株主総会資料に記載すべき事項を記載した書面の交付を請求することができるものとする。

2. 株主提案権

株主提案権は、株主に自己の提案を株主総会の議案とすることを認める権利で、株主総会の活性化のために導入されたが、一人の株主が膨大な数の議案を提案する等、濫用的な行使事例がみられていた。濫用的行使であっても招集通知に印刷し、それを株主総会の場で審議するため、印刷コストや総会時間が無駄にかかる。

そこで要綱第1部第2では、株主が同一の総会において提案できる議案の数と不当目的等の議案を制限する。取締役会設置会社の株主が議案の要領の通知（会社法305条）を請求する場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が10を超える議案については、その請求は認められないことになる。また、株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、株主総会の議案の提出（会社法304条）や議案の要領の通知（会社法305条1項）をする場合等一定の場合にも、その請求は認められないことになる。

三 取締役等に関する規律の見直し

1. 取締役等への適切なインセンティブの付与

(1) 取締役の報酬等

日本では終身雇用制の下に年功序列型の報酬規制がとられてきたが、人材の流動化が進む現代社会にはマッチせず、取締役についても業績に連動した報酬（インセンティブ報酬）を付与すべきと考えられてきている。現行会社法は取締役が自らの報酬を定めることによるお手盛り防止を規制の目的としてきたが、インセンティブを付与する規制へと見直すべきとの指摘があった。

そこで要綱第2部第1の1では、主に公開大会社に関する報酬規制の見直しをする。改正の対象となるのは、①公開会社・大会社・有価証券報告書提出会社である監査役会設置会社と、②監査等委員会設置会社であり、取締役の個人別の報酬等の内容を定めるか、又は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（報酬等の決定方針）を決定することを求めるとしている。金銭以外の報酬（会社法361条1項3号）を付与する場合の説明義務の範囲を広げ、ストックオプションを付与する場合の規制を見直す。さらに、会社役員の報酬等に関する事項について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図るものとする。

(2) 補償契約

現行会社法には会社補償に関する規定はないため、補償契約を締結した場合にどのような範囲で補償が認められるのかが明らかではなかった。しかし、優秀な人材を確保することや役員が損害賠償責任を過度に恐れて経営判断が萎縮するこ

とがないように配慮し、会社補償について解釈上明確化すべきとする指摘もあった。

そこで要綱第2部第1の2では、補償契約について会社法に規定を設けることとする。すなわち、株式会社が、会社法423条1項の役員等に対して、一定の費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約（補償契約）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社では取締役会）の決議によらなければならないものとする。その対象は、①会社に対する損害賠償責任の追及を受けたことにより要する費用と、②第三者に対する損害賠償責任のうちの一定の損失である。

(3) 役員等のために締結される保険契約

会社役員賠償責任保険（D&O保険）はすでに上場会社を中心に広く活用されているが、会社法に規定がないため、株式会社がこれに関する契約を締結する際の手続として何が必要か等の解釈が明らかではないという問題が指摘されていた。

そこで要綱第2部第1の3では、D&O保険に関する規定を設けるものとする。役員等賠償責任保険契約とは、株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものとし、その内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社では取締役会）の決議によらなければならないものとして、決議機関を明らかにする。また、利益相反取引規制（会社法356条1項等）が適用されないことや、事業報告の開示についての規定を整備することとする。

2. 社外取締役の活用等

(1) 業務執行の社外取締役への委託

社外取締役は当該株式会社の業務執行取締役等ではないと規定されているため、取締役が当該株式会社の業務を執行したならば、社外取締役の要件を満たさないことになる。その範囲を広くとらえると、マネジメント・バイアウトや親子会社間の取引等、会社と取締役との利益が相反する場合には業務執行に当たると評価され、社外取締役の活動機会を過度に制約するおそれが指摘されていた。

そこで要綱第2部第2の1では、指名委員会等設置会社を除く株式会社が社外取締役を置いている場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社では取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるものとする。このように委託された業務の執行は、会社法2条15号イに規定する株式会社の業務の執行に該当しないものとして、社外取締役に業務執行をすることができる範囲を明らかにする。

(2) 社外取締役を置くことの義務付け

平成26年の会社法改正により、一定の公開大会社について社外取締役を置いて

いない場合には、社外取締役を置くことが「相当でない理由」を株主総会で説明しなければならないとしている（会社法327条の2）。同改正施行後多くの上場会社では1人以上選任しているが、それを最低限の基準としてさらに社外取締役の増員を求めるべきであるとする指摘があった。

そこで要綱第2部第2の2では、このような会社について社外取締役を置かなければならないものとして1名以上の選任を義務付けることにする。

四 その他

1. 社債の管理

(1) 社債管理補助者

現行会社法では、社債発行に当たり、原則として社債管理者を定め、社債権者の保護のために社債の管理を行うことを委託しなければならないとしている（会社法702条本文）。しかし、実際には、同条但書の例外規定により、社債管理者を定めずに発行されていることが多く、その債務の不履行が発生した場合に社債権者に損失が生ずるおそれがあり、社債の管理に関する最低限の事務を第三者に委託することが望まれていた。

そこで要綱第3部第1の1では、会社法702条但書に当たる場合に、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができるものとする。社債管理補助者は、委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受ける等一定の行為をする権限を有することになる。

(2) 社債権者集会

社債権者集会についても見直しを行う。まず、要綱第3部第1の2では、社債管理者が社債権者集会の決議によって行うことができる事項として、「当該社債の全部についてするその債務の免除」を追加する（会社法706条1項1号）。次に、社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすこととし、その場合には裁判所の認可を受ける必要はないものとする。

2. 株式交付

買収会社はその株式を対価として対象会社を買収しようとする場合に、対象会社を完全子会社とすることまでを企図していない場合には、現行会社法に規定のある株式交換を用いることができず、買収会社は、対象会社の株式を現物出資財産として募集株式の発行（会社法199条1項）をする必要があるという問題が指摘されていた。

そこで、要綱第3部第2では、株式交付（株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付すること）という制度を新設する。

この制度が活用できるように、会社は株式交付計画を作成して株主総会の承認を求め等の組織再編手続に関する規律が整備される。

3. その他

要綱第3部第3の1では、株式会社が、当該株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監査役設置会社監査役については各監査役、監査等委員会設置会社については各監査等委員、指名委員会等設置会社については各監査委員の同意を得なければならないものとする。

要綱第3部第3の2では、議決権行使書面の閲覧請求（会社法311条4項）について、請求の理由を明らかにすることを求め、また閲覧拒絶事由を定める。

要綱第3部第3の3では、全部取得条項付種類株式の取得（会社法171条の2）と株式併合（会社法182条の2）を用いたキャッシュアウトにおける端数の処理方法について、事前の備置書面への記載事項の充実、具体化を図るものとする。

要綱第3部第3の4では、新株予約権に関する登記事項について、募集新株予約権について無償発行でないときは、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法）を登記しなければならないものとする。また、会社の支店の所在地における登記は廃止する（会社法930条から932条まで削除）。

要綱第3部第3の5では、取締役等の欠格条項に成年被後見人等を設ける規定（会社法331条1項2号）を削除し、成年被後見人が取締役等に就任するには、その成年被後見人が成年被後見人の同意を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない等と規定を整備する。

《 関連ホームページ 》

- 会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案
<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900348.html>
- 会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案
<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900394.html>
- 法制審議会第183回会議（平成31年2月14日開催）
<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500033.html>

以上